

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和4年度 |
| 計画主体 | 始良市 |

始良市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 始良市農林水産部農政課
所在地 始良市蒲生町上久徳2399番地
電話番号 0995-52-1211 (内線221)
FAX番号 0995-52-1219
メールアドレス chojyutai@city.aira.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、ノウサギ、スズメ、カラス ヒヨドリ、アナグマ、タヌキ、カワウ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 始良市一円 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-------|-----------------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稻 | 被害面積 3.14ha 被害金額 3,765千円 |
| シカ | 水稻 | 被害面積 0.17ha 被害金額 202千円 |
| サル | なし | 被害面積 0ha 被害金額 0千円 |
| ノウサギ | なし | 被害面積 0ha 被害金額 0千円 |
| スズメ | 水稻 | 被害面積 0.72ha 被害金額 869千円 |
| カラス | なし | 被害面積 0ha 被害金額 0千円 |
| ヒヨドリ | なし | 被害面積 0ha 被害金額 0千円 |
| アナグマ | なし | 被害面積 0ha 被害金額 0千円 |
| タヌキ | なし | 被害面積 0ha 被害金額 0千円 |
| カワウ | | 被害面積 0ha 被害金額 0千円 |
| 合計 | | 被害面積 4.03ha 被害金額 4,835千円 |

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

毎年山間部や山際のほ場を中心に被害報告があり、水稻の生育期から収穫期にかけて食害や稲の踏み倒しや、野菜・サトイモ等の農作物被害、タケノコ等の林産物被害が発生している。

また、近年は、住宅地周辺でも出没するようになってきており、今後は、平野部への被害拡大が懸念される。

②シカ

植え付け後の水稻への食害やスギ、ヒノキの剥皮被害、幼齢樹の食害が発生している。

捕獲数は増えているが、年々生息域が拡大していると思われる。

③サル

被害報告としてはあげられていないものの、年間を通じて野菜、果樹等の農作物やタケノコ、椎茸等の林産物への食害が発生している。

また中山間地域では、農作物被害のみならず、住環境被害も出ており、住民の生活を脅かしている。

近年は住宅地周辺での離れサルの目撃情報が増えてきている。

④ノウサギ

被害報告は受けていないものの、水稻への被害も確認されている。

⑤スズメ

令和2年度は飛来数が少なく、被害も少なかったが、例年、早期米の被害が多い。

⑥カラス

被害報告としてはあげられていないが、市内全域に生息しており、農作物では主に野菜、果樹、飼料作物が食害を受けており、畜舎における飼料の被害も多数確認されている。

また、家庭生ごみの被害等もあり、住民生活への影響も大きい。

⑦ヒヨドリ

年次で変動があり、数年被害報告はなく、被害金額を上げるまでにはないが、果樹等への被害が推測される。

⑧アナグマ

被害報告としてはあげられていないが、近年、住宅地周辺や空き家での出没が多く、家庭菜園等への被害や糞尿被害等の生活環境被害が発生している。

⑨タヌキ

被害報告としてはあげられていないが、主に野菜や果樹への食害、また住宅地周辺での生活環境被害が懸念される。

⑩カワウ

被害面積、被害金額の把握はできていないが、多数の飛来が確認されており放流稚魚などの漁業被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和3年度） | | 目標値（令和7年度） | |
|------|------------|---------|------------|---------|
| 被害金額 | イノシシ | 3,765千円 | イノシシ | 2,635千円 |
| | シカ | 202千円 | シカ | 141千円 |
| | サル | 0千円 | サル | 0千円 |
| | ノウサギ | 0千円 | ノウサギ | 0千円 |
| | スズメ | 869千円 | スズメ | 608千円 |
| | カラス | 0千円 | カラス | 0千円 |
| | ヒヨドリ | 0千円 | ヒヨドリ | 0千円 |
| | アナグマ | 0千円 | アナグマ | 0千円 |
| | タヌキ | 0千円 | タヌキ | 0千円 |
| | カワウ | 0千円 | カワウ | 0千円 |
| | 被害金額合計 | 4,835千円 | | 3,384千円 |
| 被害面積 | イノシシ | 3.14ha | イノシシ | 2.19ha |
| | シカ | 0.17ha | シカ | 0.11ha |
| | サル | 0ha | サル | 0ha |
| | ノウサギ | 0ha | ノウサギ | 0ha |
| | スズメ | 0.72ha | スズメ | 0.50ha |
| | カラス | 0ha | カラス | 0ha |
| | ヒヨドリ | 0ha | ヒヨドリ | 0ha |
| | アナグマ | 0ha | アナグマ | 0ha |
| | タヌキ | 0ha | タヌキ | 0ha |
| | カワウ | 0ha | カワウ | 0ha |
| | 被害面積合計 | 4.03ha | | 2.8ha |

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-------------|----------------------------|-------------------------------|
| 捕獲等 に関する | 有害鳥獣捕獲隊を編成し、市の捕獲指示により有害鳥獣捕 | 捕獲隊員数は、ほぼ横ばいで推移しているが、今後、高齢化によ |

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>る取組</p> | <p>獲を実施している。</p> <p>市単独事業で狩猟免許取得講習会受講料の一部を助成し、新規狩猟免許取得者の確保に努めている。</p> <p>また、イノシシ、シカ、サル、アナグマ等の捕獲機を整備し、捕獲体制の強化を図っている。</p> <p>【捕獲隊員数】</p> <p>令和元年度 87人 令和2年度 98人 令和3年度 95人</p> <p>【緊急捕獲の交付実績（県補助事業）】</p> <p>（イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、ヒヨドリ、カラス）</p> <p>令和元年度 6,858,000円 令和2年度 8,209,000円 令和3年度 11,680,000円</p> <p>【捕獲機導入】</p> <p><市単独事業> 令和2年度 1基（箱わな大）</p> <p><県補助事業> 令和3年度 2基（箱わな大）</p> | <p>り、捕獲従事者数の減少が予想されるため、捕獲従事者の確保が課題となっている。それに伴い、捕獲技術の継承も急務である。</p> <p>イノシシ、シカについては、捕獲頭数が増えているが、農作物被害の減少には繋がらない状況にある。</p> <p>市街地での野生鳥獣の出没情報や相談が多く、有害鳥獣捕獲業務担当課だけでなく、他の関係課と連携した対応が必要である。</p> |
| <p>侵入防止柵の設置等に関する取組</p> | <p>国の補助事業を活用し、電気柵等を設置している。</p> <p>令和元年度 L=18,280m （電気柵 4段×4,570m）</p> <p>令和2年度 L=17,520m （電気柵 4段×4,380m）</p> <p>令和3年度 L=39,720m （電気柵 4段×9,930m）</p> <p>上記の侵入防止柵については、それぞれの地区に管理組合を設置し、管理委託により管理している。</p> | <p>電気柵等の設置が進んでいるが、高齢化や人口減少から、今後の管理体制を維持していくことが困難になることが懸念される。</p> <p>効果を持続させるための設置方法や点検、管理の指導を行うとともに、設置後も集落に鳥獣を寄せ付けない集落ぐるみの鳥獣被害防止対策の継続が必要である。</p> |

| | | |
|--------------|---|--|
| | 地域での研修会、市報、市農政座談会等において、集落ぐるみの鳥獣対策を周知している。 | |
| 生息環境管理その他の取組 | <p>蒲生町漆地区において、令和2年度にニホンザル生態調査の結果報告及び今後の被害防除対策について学習会を開催し、ニホンザルを誘引する原因となっている放任果樹や潜み場となり得る茂み等の環境点検作業を行い、環境マップを作成。</p> <p>令和2年度に作成した環境マップに基づき、令和3年度に漆地区内の放任果樹（ビワ、柿、栗）の伐採及び低木化を行うことで、ニホンザルを寄せ付けない環境を整える事業を実施。</p> | <p>継続してのニホンザルの生態調査の実施については、費用対効果を含め検討する必要がある。</p> <p>地域住民の被害防除意識の改革と意識付けが必要である。</p> <p>地域が主体となり、毎年環境マップのアップデート（見直し、検討、修正）の作業を行ってもらい、恒常的な取り組みを継続していくことが必要である。</p> |

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「侵入防止柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>引き続き、地域が一体となって取り組む防止対策を推進する。</p> <p>取組として、①鳥獣の生態をみんなで勉強→②地域に鳥獣を寄せ付けない環境づくり→③電気柵等の侵入防止柵設置→④捕獲（最終手段）の順で行う。</p> <p>特に冬場の餌付けが地域に鳥獣を寄せ付ける原因であることを、研修会等を通じて認識してもらおう。また、侵入防止柵について、最大限の効果を得るために、適切な設置、維持管理が重要であることを周知していく。</p> |
|---|

【今後の計画】

- ①鳥獣の被害増加の原因が、「地域の餌付けである」ことを、集落住民に対し普及啓発を図る。
- ②集落での話し合い活動や集落環境点検実施等、集落が主体となった取組を推進する。
- ③野生鳥獣の生態に応じた対策を検討し、それぞれの鳥獣に対して効果的な対策を実践する。
- ④侵入防止柵の適切な設置、維持管理について普及啓発を図る。
- ⑤捕獲免許の取得推進等、捕獲従事者の確保を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○始良市有害鳥獣捕獲隊 95人

農林水産物被害や住環境被害の軽減を図るために、適正な有害鳥獣捕獲事業指示書に基づく捕獲及び地域と一体となって追い払い活動を行う。

蒲生地区：28人

銃6人、わな13人、銃・わな9人

加治木地区：21人

銃2人、わな9人、銃・わな10人

始良地区：46人

銃10人、わな22人、銃・わな14人

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|--|---|
| 令和5～7年度 | イノシシ シカ サル ノウサギ スズメ カラス ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ | 地域による鳥獣の住みにくい環境づくりを推進するとともに、市鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、市及び市有害鳥獣捕獲隊と連携を図り、鳥獣の駆除要望に対応できる組織体制を整備、維持する。 また、捕獲に従事する担い手の育成のため、わな免許取得の推進や捕獲機材等の貸与を行うことにより、集落による自衛での捕獲を推進する。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|--|
| <p>①イノシシ</p> <p>イノシシの捕獲頭数は、年数ごとで増減があるものの、被害状況は他鳥獣に比べ高い水準にある。</p> <p>このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、有害捕獲の体制強化を図ったうえで、市捕獲隊が有害捕獲を行う。加えて、農地を囲うように侵入防止柵の設置指導等を行うことで、箱わな等にイノシシを誘導させ、効率的に捕獲を行えるように取り組む。</p> <p>これらの取り組みや、これまでの捕獲実績により、捕獲計画数は 800 頭とする。</p> <p>(捕獲実績 令和元年度：420 頭 2 年度：599 頭 3 年度：515→535 頭)</p> |
| <p>②シカ</p> <p>シカの捕獲頭数は増えているが、山間部を中心に被害状況は高い水準にある。</p> <p>このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、有害捕獲の体制強化を図ったうえで、市捕獲隊が有害捕獲を行う。加えて、農地を囲うように侵入防止柵の設置指導等を行い、効率的に捕獲を行えるように取り組む。</p> <p>令和3年度に蒲生地区での被害の拡大により捕獲頭数が増加している状況を踏まえ、捕獲計画数は1,200 頭とする。</p> <p>(捕獲実績 令和元年度：682 頭 2 年度：715 頭 3 年度：1063 頭)</p> |
| <p>③サル</p> <p>サルの捕獲頭数は毎年ほぼ横ばいの状態である。山間部だけでなく、住宅地近隣まで被害が発生している。</p> |

生息数の増加、活動区域の拡大等が推測され、被害増大も懸念される。
市協議会で実施したサル生態調査のデータをもとに、集落ぐるみでの被害防止対策を行っていく。

これらの取り組みやこれまでの捕獲実績により、捕獲計画数は50頭とする。

(捕獲実績 令和元年度：25頭 2年度：61頭 3年度：40頭)

④ノウサギ

過去3年間、捕獲実績はないものの、水稻等の被害が予想されるため、捕獲計画数は30羽とする。

(捕獲実績 令和元年度：0羽 2年度：0羽 3年度：0羽)

⑤スズメ

過去3年間、捕獲実績はないものの、水稻等への被害が拡大傾向にあるため、捕獲計画数は30羽とする。

⑥カラス

果樹、飼料等への被害がある。今後も被害状況の把握に努め、被害防止を図る必要があるため、捕獲計画数は250羽とする。

(捕獲実績 令和元年度：0羽 2年度：1羽 3年度：5羽)

⑦ヒヨドリ

年度により増減があるが、果樹等への被害がある。今後も被害状況の把握に努め、被害防止を図る必要があるため、捕獲計画数は350羽とする。

(捕獲実績 令和元年度：0羽 2年度：0羽 3年度：0羽)

⑧アナグマ

飼料用とうもろこしや家庭菜園等の被害報告が多く、今後も被害状況の把握に努め、被害防止を図る必要があるため、捕獲計画数は300頭とする。

(捕獲実績 令和元年度：0頭 2年度：9頭 3年度：9頭)

⑨タヌキ

捕獲実績は多くないものの、今後も被害状況の把握に努め、被害防止を図る必要があるため、捕獲計画数は30頭とする。

(捕獲実績 令和元年度：0頭 2年度：0頭 3年度：1頭)

⑩カワウ

多数の飛来が確認されており、放流稚魚などの漁業被害が発生していることから、今後も被害状況の把握に努め、被害防止を図る必要があるため、捕獲計画数は200羽とする。

(捕獲実績 令和元年度：0羽 2年度：0羽 3年度：0羽)

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|--------|--------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 800頭 | 800頭 | 800頭 |
| シカ | 1,200頭 | 1,200頭 | 1,200頭 |
| サル | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| ノウサギ | 30羽 | 30羽 | 30羽 |
| スズメ | 30羽 | 30羽 | 30羽 |
| カラス | 250羽 | 250羽 | 250羽 |
| ヒヨドリ | 350羽 | 350羽 | 350羽 |
| アナグマ | 300頭 | 300頭 | 300頭 |
| タヌキ | 30頭 | 30頭 | 30頭 |
| カワウ | 200羽 | 200羽 | 200羽 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| |
|---|
| 捕獲等の取組内容 |
| <p>【捕獲手段】 市内全域で銃器、わなによる捕獲を行う。</p> <p>【捕獲の実施予定時期】 イノシシ、シカについては、4月1日から10月31日、サルについては通年、その他の鳥獣については、被害発生の予想される時期及び被害発生により随時対応していく。</p> |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当なし |

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|

| | |
|------|------|
| 該当なし | 該当なし |
|------|------|

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 侵入防止柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ シカ | 電気柵 2,892m×4段 ※県補助事業 | 電気柵 4,224m×4段 ※県補助事業 | 電気柵 2,106m×4段 ※県補助事業 |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------------|--|---|--|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ シカ | 受益者で構成する電気柵管理組合をつくり、設置及び管理（定期的な草払い、近隣の荒廃農地の解消等）を行う。 設置後は365日24時間通電を徹底し、大雨、台風の後等は見回り確認し、補修が必要な箇所は速やかに補修を行う等、適切 | 受益者で構成する電気柵管理組合をつくり、設置及び管理（定期的な草払い、近隣の荒廃農地の解消等）を行う。 設置後は365日24時間通電を徹底し、大雨、台風の後等は見回り確認し、補修が必要な箇所は速やかに補修を行う等、適 | 受益者で構成する電気柵管理組合をつくり、設置及び管理（定期的な草払い、近隣の荒廃農地の解消等）を行う。 設置後は365日24時間通電を徹底し、大雨、台風の後等は見回り確認し、補修が必要な箇所は速やかに補修を行う等、適切 |

| | | | |
|--|-----------|------------|-----------|
| | な維持管理を行う。 | 切な維持管理を行う。 | な維持管理を行う。 |
|--|-----------|------------|-----------|

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|--|---|
| 令和5～7年度 | イノシシ シカ サル ノウサギ スズメ カラス ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ | 市鳥獣被害防止対策協議会を主体に鳥獣を寄せ付けない取組を推進する。 被害発生が恒常化している地域については、侵入防止柵の管理講習会等の現地研修会を実施し、集落で追い払い活動や餌場を作らない環境整備等ができる体制の確立を推進する。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

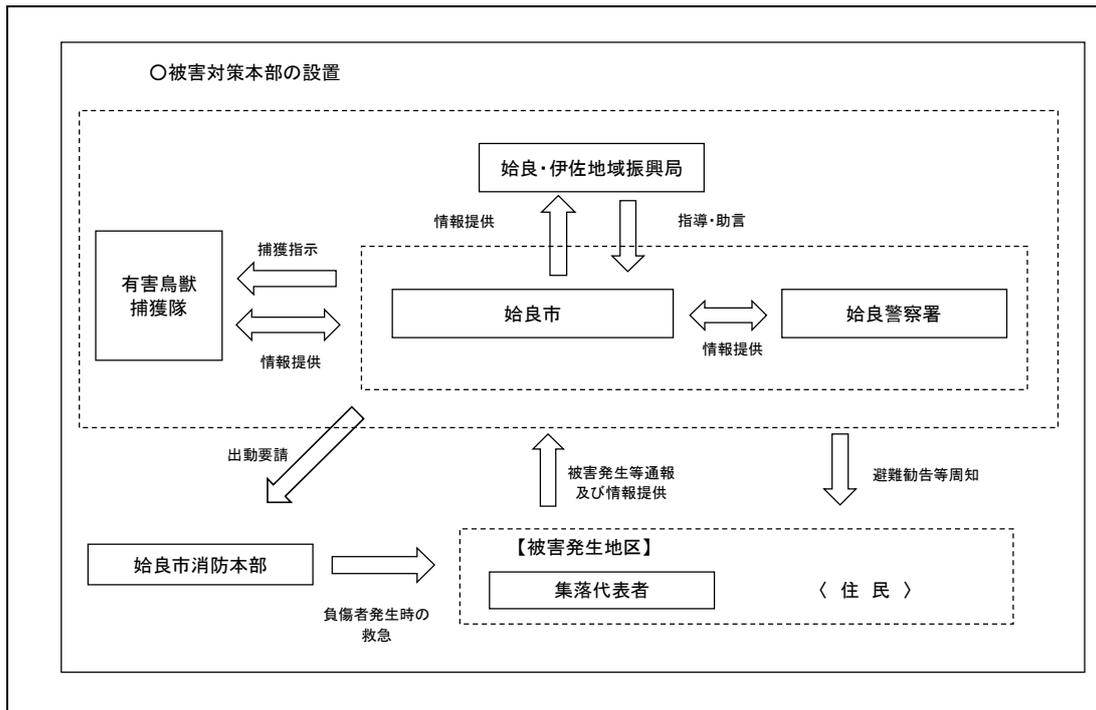
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|------------|--|
| 始良市 | <ul style="list-style-type: none"> 被害対策本部の設置 人的被害等の情報収集 市民に対する周知（避難等の勧告） 関係機関の連絡調整 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施 |
| 始良・伊佐地域振興局 | <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言 |
| 始良警察署 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の安全の確保（避難等の勧告） 銃器使用の捕獲時の指導及び助言 市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の市への情報提供 |
| 始良市消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> 負傷者等発生時の救急車の出動 |
| 始良市有害鳥獣捕獲隊 | <ul style="list-style-type: none"> 加害鳥獣の緊急捕獲 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供 |
| 集落代表者 | <ul style="list-style-type: none"> 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供 |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、食用（自家消費）、埋設の他、ジビエ利用が可能な個体については、市内の民間ジビエ処理加工施設に搬入する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------|---|
| 食品 | 有害鳥獣捕獲したイノシシ、シカを市内の民間ジビエ処理加工施設に搬入し有効利用する。 |
| ペットフード | 有害鳥獣捕獲したイノシシ、シカを市内の民間ジビエ |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | エ処理加工施設に搬入し有効利用する。 |
| 皮革 | 有害鳥獣捕獲したイノシシ、シカを市内の民間ジビエ処理加工施設に搬入し有効利用する。 |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | 有害鳥獣捕獲したイノシシ、シカを市内の民間ジビエ処理加工施設に搬入し有効利用する。 |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

令和4年度中に国産ジビエ認証を取得予定としており、認証機関が実施する衛生管理研修による衛生管理レベルの向上を目的とし、有害鳥獣捕獲事業による捕獲個体の搬入数の増加に努め、ジビエの有効活用を図る。

<目標処理頭数>

(単位：頭)

| 対象鳥獣 | 目標処理頭数 | | | |
|------|--------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 12 | 20 | 30 | 40 |
| シカ | 16 | 20 | 30 | 40 |

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

認証機関が実施する研修会への参加等により、衛生管理技術の向上を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|---------------|--|
| 協議会の名称 | 始良市鳥獣被害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 始良市農林水産部農政課 | 事務局を担当し協議会に関する情報収集、提供及び被害防止技術指導並びに情報提供を行う。 |
| 始良市農林水産部林務水産課 | |
| 始良市市民生活部市民生活課 | |
| かごしま中部共済組合 | 有害鳥獣被害の共済関係の情報提供を行 |

| | |
|-------------|------------------------------------|
| | う。 |
| 始良西部森林組合 | 山林での被害状況の把握及び情報提供を行う。 |
| 始良市農業委員会 | 有害鳥獣による被害状況の把握及び情報提供を行う。 |
| 始良市有害鳥獣捕獲隊 | 有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲を行う。 |
| 鹿児島県鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣の生息状況等の情報提供を行う。 |
| 始良・伊佐地域振興局 | 有害鳥獣関連の情報提供、被害防止技術指導及び情報提供を行う。 |
| あいら農業協同組合 | 各地域での被害状況の把握、被害防止指導、営農指導及び情報提供を行う。 |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 始良警察署 | 有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導を行う。 |
| 鹿児島県農政部農村振興課 鹿児島県環境林務部自然保護課 | 有害鳥獣捕獲関連情報及び被害防止技術の情報提供を行う。 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---|
| <p>設置年月日：平成 25 年 2 月 14 日</p> <p>構成：市職員 21 人（うち狩猟免許保持者 4 人）</p> <p>活動内容：被害調査や被害防止に関する助言、啓発活動、鳥獣出没時の追い払い等</p> <p>※今後、さらなる活動の充実を図るため、必要に応じて民間隊員の設置についても検討を行う。</p> |
|---|

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

始良市鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、農家等に対し地域が主体となった鳥獣被害対策を普及啓発するとともに、野生鳥獣の住処となる荒廃農地の解消等を推進する。
また、有害捕獲の担い手を育成するため、講習会の支援等、捕獲等の実施体制の充実を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣による被害状況を的確に把握するよう努める。また、被害防止対策に関して、始良・伊佐地域振興局と連携して情報交換会や現地指導会を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

| 計画作成年度 | 公表年月日 |
|-----------------|------------------|
| 平成 23 年度（1 期） | 平成 23 年 3 月 7 日 |
| 平成 25 年度（1 期変更） | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| 平成 26 年度（2 期） | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 平成 26 年度（2 期変更） | 平成 26 年 12 月 5 日 |
| 平成 27 年度（2 期変更） | 平成 27 年 7 月 29 日 |
| 平成 29 年度（3 期） | 平成 29 年 3 月 29 日 |
| 令和元年度（4 期） | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 令和 3 年度（4 期変更） | 令和 3 年 9 月 28 日 |
| 令和 4 年度（4 期変更） | 令和 4 年 7 月 27 日 |
| 令和 4 年度（5 期） | |